

Clip!

出産のための医療機関までのタクシー利用料金を助成します

問合先：健康子育て課 子育て支援担当
☎(46)5113

出産のため入院する際に出産医療機関までの交通手段としてタクシーを利用した場合、その料金を助成する『都留市マタニティタクシー事業』を実施します。

助成内容

妊婦さんに都留市マタニティタクシー利用料金助成券(以下、『このとりチケット』)を交付し、入院時の交通手段として利用したタクシーの利用料金(乗車地から山梨県内の出産医療機関までの往路1回分)を助成します。

ただし、乗車地が県外の場合は、県外区間の料金分は助成対象となりません。

なお、利用時の入院で出産に至らない場合でも、1回の利用とみなします。

対象者

市内に住民票を有する母子(母子健康手帳所持者)

チケット取得方法

『このとりチケット』の取得には交付申請が必要です。印鑑・母子健康手帳を持参の上、健康子育て課窓口へお越しください。申請後、即日交付します。

利用方法

タクシー利用時に本事業による利用であることを伝え、『このとりチケット』を運転手さんにお渡しください。助成適用区間(県内区間)のタクシー料金が無料になります。

チケットを利用できる

タクシー業者

『このとりチケット』は当市指定のタクシー業者でのみ利用することができません。

ご利用にあたっての留意事項

- 1 このとりチケットは指定タクシー業者でのみ使用可能です。遠方よりタクシーを配車依頼する場合は、指定タクシー業者の事情により配車できない場合があります。事前に配車可能地域などを指定タクシー業者へご確認ください。
- 2 このとりチケットは、出産または市外に転出したときは使用できません。
- 3 その他、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

■指定タクシー業者一覧

事業者名	電話番号	住所	営業時間
富士急山梨ハイヤー株式会社	43-2800 0120-889-229	つる 1-12-1	24時間
ツルタクシー株式会社	43-2349 0120-50-2349	中央2-2-4	7:30～翌2:00
株式会社 禾生タクシー	43-2393	古川渡591-1	8:00～19:00



このとりチケット

Clip!

子育てほっとステーション(子育て世代包括支援センター)

問合先：健康子育て課 予防担当
☎(46)5113

妊娠期から子育て期までの妊婦さんや、ご家族の様々な相談に応じます。

利用される方に応じて情報提供、サービスの調整などを行い安心して妊娠・出産・子育てが行えるよう母子保健コーディネーター(助産師)がサポートします。秘密厳守・相談無料です。気軽にご相談下さい。



つわりで思うように食べられないけど大丈夫？

母乳は足りている？ミルクの量はどのくらい？

抱っこしてもおむつを替えても泣き止まないけど、どうしたらいいの？

両親や友達に聞いても言うことが違うので迷ってしまう…

Clip! 各種手当のご紹介!

問合せ先：下記記事内をご覧ください

所得制限
この手当は、所得制限があり受給者などの所得状況により、全額支給・一部支給停止または全額支給停止に区分されています。また、受給者は、毎年8月に現況届の提出が必要になります。

児童扶養手当
ひとり親家庭などに対して、児童扶養手当が支給されます。

- 支給条件**
- ・父母が婚姻を解消した
 - ・父または母が死亡した
 - ・父または母が一定の障害状態にある
 - ・父または母の生死が明らかでない
 - ・父または母から引き続き一年以上遺棄されている
 - ・父または母が一年以上拘禁されている
 - ・未婚の母の子
- ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることが出来るときなど、手当が支給されないこともありしますのでご注意ください。

支給要件

ひとり親家庭の親と子または、父母のいない子

所得制限

所得制限があります。また、毎年8月に更新の手続きが必要になります。

※児童扶養手当・ひとり親家庭医療費における子とは、18歳を迎えた年度が終了(3月31日)するまで

申請・問合せ先

健康子育て課 子育て支援担当
☎(46)5113

問合せ先：健康子育て課 予防担当
☎(46)5113

Clip! 産後ケア事業のご紹介!

産後ケア事業は、医療的な処置を要しないものの、育児への不安や負担感を有する産後4カ月までの母親とその乳児が宿泊しながら、母体のケアと育児に関する相談、沐浴や授乳などの指導支援を助産師などが提供する事業です。また、不安や悩みを抱える母親同士の交流を図りながら、安心感を得て、自宅での育児に向かえるような場となることを目的として運営されます。

利用対象

- ・市内在住の原則として産後4カ月までの母と子
- ・不安や負担感があり、家族など周囲の支援が受けられない方
- ※自己負担(1泊6,100円)を支払うことができ、市民税等の滞納のない方

事業内容

- ・利用者の心身の状況をみながら、4日間程度の滞在中に以下の支援を行います。
- ・母体のケア
- ・沐浴、授乳や抱き方などの育児指導
- ・母親同士の交流機会の提供
- ・子育て支援情報の提供

実施施設

(山梨県産後ケア事業運営事業者)
健康科学大学産前産後ケアセンター
笛吹市石和町窪中島
587-1112

☎055(268)3575

石和温泉駅から車で5分

利用料金

1泊2食 33,900円
自己負担額 6,100円
(差額は県と市が負担します)

利用方法

〈申込方法〉
市健康子育て課にご相談ください。

※妊娠中から出産後まで随時受け付けています

〈利用日の調整〉

利用者が産前産後ケアセンターに電話で連絡し、相談しながら決めていきます。

その他

健康科学大学産前産後ケアセンターにおいて、県と市が行う公費補助の対象は宿泊型産後ケアのみです。
宿泊型産後ケア以外の事業者が行う有料サービスについては、直接産前産後ケアセンターに問い合わせてください。

問合せ先：健康子育て課 健康推進室
☎(46)5113

Clip! 不妊治療にかかる費用を助成します!

市では、不妊症の治療を受けているご夫婦の負担を軽減するため、不妊治療に要した費用の一部を助成します。

《特定不妊治療》
体外受精または顕微授精
※山梨県特定不妊治療費助成事業(申請先は富士・東部保健所)に基づく助成の決定を受けている必要があります

対象となる方

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦で、不妊治療によらなければ妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された方
- ② 申請の時点において、市内に1年以上住所を有していること
- ③ ご夫婦の前年の所得(1~5月の申請にあつては前々年の所得)合計額が730万円未満
- ④ ご夫婦の双方が市税を滞納していないこと

助成内容

特定不妊治療に直接要した費用の総額から県事業に基づく助成額を控除した額で、1回の治療につき15万円を限度に助成します。助成期間は県事業の助成期間とします。

申請手続

県助成の決定を受けた日から起算して1月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに以下の必要書類をそろえて

申請してください。

- ・特定不妊治療費助成金申請書
- ・同意書
- ・県事業の受診等証明書(写)
- ・県事業の承認決定通知書(写)
- ・医療機関の発行した領収書(写)

《一般不妊治療》

不妊検査、特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精
対象となる方

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦で、不妊治療によらなければ妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された方
- ② 申請の時点において、市内に1年以上住所を有していること
- ③ ご夫婦の双方が市税を滞納していないこと

助成内容

一般不妊治療に直接要した費用(治療・検査は自己負担額、人工授精は費用全額)のうち、1年度あたり10万円を限度に継続する5年間助成します。

申請手続

1年ごとに3月31日までに必要書類をそろえて申請してください。

- ・一般不妊治療費助成金申請書
- ・一般不妊治療費助成事業受診等証明書
- ・医療機関の発行した領収書(写)
- ・ご夫婦の健康保険証(写)

手当額(平成28年4月から)

支給区分	金額
全部支給	月額 42,330円
一部支給	月額 9,990円~ 42,320円
第2子加算	月額 5,000円
第3子以降加算	月額 3,000円

特別児童扶養手当

在宅の心身障がい児(20歳未満)で、次の障がい程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。

支給要件

手当は、障害程度により1・2級に分かれます。

- 1級該当：身体障害者手帳1、2級・療育手帳A程度
- 2級該当：身体障害者手帳3、4級・療養手帳B・1程度または、同程度以上の精神障がいのある児童

所得制限

この手当は、所得制限がありません。また受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要になります。

手当額(平成28年4月から)

- 1級 月額51,500円
- 2級 月額34,300円

特別障害者手当など

障害児福祉手当

身体または知的・精神が重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時、介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当1級程度の障がいと認められている方に支給されます。

特別障害者手当

身体または知的・精神が重度で

所得制限

この手当は、所得制限がありません。また受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要になります。

手当額(平成28年4月から)

- 障害児福祉手当 月額14,600円
- 特別障害者手当 月額26,830円

申請・問合せ先

福祉課障がい者支援担当
☎(46)5112



Clip!

市立病院の外来診療をお知らせします

問合せ先：市立病院
医事担当 ☎(45)1811

■受付時間

	時間
平日	8:30～11:00
土曜日	8:30～10:30
眼科(月～土)	8:30～10:00

■午後診療受付時間

診療科目	診療日	時間
内科	火・木	13:00～15:00
皮膚科	火・金	13:30～16:00
耳鼻咽喉科	月	13:30～16:00
乳腺外科	火	12:30～16:30
呼吸器外科	水	12:30～14:30
禁煙外来	金	電話による予約制

■外来休診日

日曜日
国民の祝日
年末年始(12月29日～1月3日)

■この予定表は予告なく変更することがあります。休診情報などの詳細についてはお問い合わせください。

診療科	診察室	時間	月	火	水	木	金	土
内科	1	午前	鈴木	鈴木	保坂	渡辺	鈴木	交代制
		午後						
	2	午前	樋貝	落合	渡辺 人間ドック含む	落合	保坂 人間ドック含む	交代制
		午後						
	3	午前	保坂【予約】		樋貝【予約】	樋貝	渡辺【予約】	
午後					保坂			
5	午前	渡辺【予約】	山梨大学医師 糖尿病外来 【予約】	落合【予約】	保坂【予約】	齋藤		
	午後		山梨大学医師 糖尿病・一般	鈴木【予約】				
外科	6	午前	丸山【予約】					
	12	午前	岡本	岡本	川島	川島	岡本	川島
	13	午前	山梨大学医師 小児外科外来	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般	丸山	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般
午後			山梨大学医師 乳腺外科外来	深澤 呼吸器・一般		深澤 禁煙外来		
整形外科 ※1 第1・3・5回目 ※2 第2・4回目 ※3 不定期	10	午前	島田	島田 ※1 丸木 ※2	丸木 ※1 島田 ※2	島田	丸木	交代制
	11		関戸	関戸 ※3 大内 ※3	関戸 (病棟回診後)	関戸	関戸	
脳神経外科	14	午前	小俣	小俣	山梨大学医師 太田	小俣	太田	小俣
小児科 ※1 第3火曜日 ※2 第3木曜日	15	午後		山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】	予防接種	山梨大学医師 心臓外来 ※2【予約】	予防接種	
		16	午前	高橋	亀井	山梨大学医師 亀井	山梨大学医師	交代制
産婦人科	18	午前	山梨大学医師		赤十字病院医師	赤十字病院医師		
耳鼻咽喉科	21	午前		山梨大学医師	山梨大学医師		山梨大学医師	
眼科 ※1 第2・4週	20	午前	東京医科大学 医師	東京医科大学 医師	東京医科大学 医師		山梨大学医師	東京医科大学 医師 ※1
		午後		山梨大学医師			山梨大学医師	山梨大学医師
皮膚科	6	午後		山梨大学医師			山梨大学医師	
泌尿器科	17	午前		山梨大学医師		山梨大学医師		

※3 大内医師の診察日につきましては不定期のため、事前にご確認ください。(月1～2回程度)

Clip!

高齢者向け給付金の申請を受付けています

問合せ先：福祉課 給付金担当
☎(45)5114

**年金生活者等
支援臨時福祉給付金**
 昨年度実施した「臨時福祉給付金」の対象となった方のうち、今年度中に65歳以上になる方を対象として、一人につき3万円を支給する「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」を実施しています。
 対象の可能性がある方々は、4月下旬にうぐいす色の申請書を送付しましたので、申請書が届いた方はお早めにご申請ください。
申請方法
 申請書に必要事項を記入、押印のうえ、返送用封筒にてご返送ください。
 ※原則郵送での申請となりますが、「いきいきプラザ都留」福祉課給付金担当でも申請を受付けています。(受付時間は、土日・祝日を除く9時～16時となります)
 ※支給(振込み)は、申請いただいた月の翌月の下旬を予定しています。
申請期限
 4月25日(月)～
 7月29日(金)の3カ月間
 ※当日消印有効



申請書が届かない方は、次の場合が考えられます
 ・平成27年度の市民税が課税である
 ・あなたを扶養している方の平成27年度の市民税が課税である
 ・平成27年度分の市民税の申告が未申告である
 ・生活保護を受給者している
 など
 この場合以外で、申請書が届いていない方は担当までお問い合わせください。
 ※電話が込み合う可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

Clip!

都留市食生活改善推進員養成講習会の受講生募集

問合せ先：健康子育て課 健康づくり担当
☎(46)5113

本市では、地域において「食」を通じたボランティア活動をを行っている食生活改善推進員さんの養成講習会を開催します！
 講習会では、生活習慣病予防や食育など、健康づくりに必要な知識を仲間と一緒に学んだり、調理実習を行ったりします。
 また、講習会修了後は、都留市食生活改善推進員として登録され、「食」を通じたボランティアとして地域の推進員とともに活躍していただきます。
 講習会に興味のある方は、上記までお問い合わせ・お申し込みください。
対象者
 市内在住の女性20名程度
実施時期
 6月～10月の期間(全6回)
 ※講習会修了には、8割以上(5回)の出席が必要です。
場所
 いきいきプラザ都留
費用
 本代を別途徴収
申込期限
 5月31日(火)

回数	月日	調理理論と実習 9:30～12:30	講義内容 13:00～14:00	講義内容 14:00～15:00
1	6月21日(火)		開講式 オリエンテーション	講義「食生活改善推進員と地区組織活動」
2	7月6日(水)	「調理(理論と実習)」	講義「健康日本21」「国民の健康状況と生活習慣病予防」「食育推進計画について」	
3	8月30日(火)	講義「食品衛生と食環境保全」		
4	9月7日(水)	「調理(理論と実習)」	講義「食育(食事バランスガイドを使って)」	
5	10月12日(水)	「調理(理論と実習)」	「身体活動・運動習慣(理論と実際)」～メタボ予防運動教室～	
6	10月19日(水)	「調理(理論と実習)」	講義「地域における健康づくり」「実践活動の進め方」	閉講式 修了証書交付

Clip!

農地中間管理事業をご活用ください

問合せ先：産業課 農林振興担当
県農業振興公社 ☎055(232)2760

◆農地中間管理事業の目的は？
農業ができない方の農地で、借り手の見込みのある農地を県農地中間管理機構が借り入れて、農業経営の規模拡大をした農業者や、新規就農者などにまとめて貸し付けることで、農地の集団化の促進や、遊休農地の有効活用などを図ります。

◆農地中間管理事業の具体的な流れは？
①インターネットなどで農地を借りたい農業者や法人を募集の条件を確認
②農地を貸したい人のうち、借りた方へのニーズに合う農地の地権者から機構が農地を借り受け
③①に応募した、農地を借りた農業者や法人に貸し付ける。

◆農地中間管理事業の事業主体は？
機構は、県農業振興公社が県から指定され、事業を実施しています。なお、機構事業の利便性を図るため、市が相談窓口業務などを行っています。



※「農地を貸したい」「農地を借りたい」「制度の詳細を知りたい」方は、お気軽にご相談ください。

Clip!

水道メーター (量水器)の定期交換について

問合せ先：上下水道課
水道業務・簡易水道担当

メーター交換該当地区(6月上旬～8月下旬実施)

上谷地区…田原、田原団地、上町
開地地区…熊井戸、緑町、熊井戸団地
東桂地区…十日市場
宝地区…平栗、加畑、厚原、下大幡



水道メーターは、計量法に基づき使用有効期限が8年間と定められ、期限を迎えるものは定期的に市が新しい水道メーターに交換します。

交換作業は6月上旬から8月下旬までの間に行い、該当地区にはあらかじめ自治会を通じてお知らせし、あわせて各ご家庭に事前にハガキで通知し、市が委託した市指定工事店組合加盟業者が細心の注意を払って行います。ご不在の場合でも交換させていただきますのでご協力をお願いいたします。

交換作業は、20分程度の断水をして行い、交換済みの世帯には「水道メーター交換完了のお知らせ」を郵便受けなどに投函します。

※この交換作業では代金をいたしません。ただし、この交換作業に伴いメーター付近の個人の配管工事(止水栓の設置・メーターボックスの交換など)をご希望の場合は、その工事に係る費用は個人負担となります。

※メーターボックス内は、土や枯葉などが溜まってしまふことがありますので、交換前にメーターボックス内の清掃をお願いします。

※正確な検針ができるようにメーターボックス内を定期的に点検・清掃し、常に清潔に保つよう心掛けてください。

Clip!

都留市から首都圏へ通勤する転入者などに助成します

問合せ先：企画課
つる創生推進室

人口の東京一極集中を是正し、定住人口増加を図ることを目的とする「まち・ひと・しごと創生」の趣旨に鑑み、転入や新規就労、転勤、転職などにより新たに大月駅を起点に75km以上の電車通勤をされている方に対して通勤費を助成する『都留市快通遠距離通勤補助金』事業を実施します。

◆対象者
過去3年以内に転入、新規就労、転職または転勤により遠距離通勤を開始し通勤されている方

◆通勤条件
JR大月駅を起点に上り方面75km以上の距離を定期乗車券により通勤されている方

◆助成額
基本額 一人につき月1万円
加算額 富士急行線を利用している場合一人につき月5千円

◆対象期間
遠距離通勤を開始した月から通算36カ月以内とします。
※補助対象は平成27年4月1日以降分となります。また交付申請は、交付を受けようとする月から3月以内に申請をしてください。



◆こんな時に、農地中間管理事業を活用ください！
●農地を借りたい人
●耕作している農地の隣接農地が遊休化しているが、なかなか貸してくれずに困っている。
●耕作している農地が各地に分散しているのなんとかまとめて、農地の規模拡大を図りたい。
●農地を貸したい人
●高齢の方が農業経営からリタイアするときや、農地を相続したが農業を継続することができない場合

※借り手の見込みがない農地など条件によっては、お借りできない農地があります。

◆各種書類などは、市ホームページからダウンロードできます。

◆申請方法
次の書面により申請してください。
・都留市快通遠距離通勤補助金交付申請書
・定期乗車券の写し

◆支払方法
申請書を審査し、補助金交付決定を通知します。その後、次の書面を提出いただき、お支払いとなります。
・実績報告書
・在職証明書兼通勤状況証明書
・請求書兼振込依頼書

Clip!

定住を希望する子育て世帯に住宅取得奨励金を交付します

問合せ先：企画課
つる創生推進室

人口の確保と定住化により活力あるまちづくりを推進するため、市外から転入し本市へ定住を希望する子育て世帯が住宅の取得や増改築などをした場合に奨励金を交付する、「都留市子育て世帯定住促進奨励金」制度の見直しを実施しました。

◆奨励金の対象者
交付対象となる方は次のすべてに該当することが条件です。
① 中学3年生以下の子を監護し、生計を同じくする父または母である方(申請の日の時点で母子手帳の交付を受けている方も対象となります。)
② 市外から転入し、市内に住宅を取得、建て替え、増改築または改修した方
③ 転入前1年から転入後1年が経過する日の前に住宅の工事に着手、または所有権を移転した方
④ 市内に転入する前に、連続して3年以上市外に住んでいた方
⑤ 自治会活動及び地域活動への参加に同意する方



◆奨励金の内容
次の①と②の合計額を交付します。
① 住宅の取得費の3%に相当する額(上限40万円)に、次に掲げる事項に該当し、算出した額を加えた額
(1) 住宅と併せて、これらに係る土地を同時に購入した場合 10万円
(2) 中学校3年生以下の子の人数に10万円を乗じて得た額(母子手帳の交付の対象となつた子も対象として算出する。)

② 市内の建築業者を元請として住宅の新築、建て替えまたは増築する場合、これらの経費の2%に相当する額
上限30万円
または
上限10万円

改築または改修する場合にはこれらの経費の範囲内

Clip!

悪質な滞納は絶対に許しません

問合せ先：税務課
収納対策室

山梨県地方税滞納整理推進機構との協力による市税の徴収強化

山梨県地方税滞納整理推進機構は、山梨県及び県内の市町村が共同で市税の滞納整理を推進することを目的として設置された組織です。悪質な滞納者に対し、山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で差押えや公売などの処分を執行しています。

特に、本年4月からは、さらなる市税等徴収強化を図るため、山梨県総合県税事務所から3人の職員が派遣されました。現在、県税の滞納整理のノウハウを最大限に活用しながら、法律に基づき、滞納整理を強化しています。



■税務課に派遣された職員の3名。4月1日に堀内市長から辞令が手渡されました。

計	19,294,675円
■差押えによる収納実績	
給与	16件
預貯金	121件
生命保険	34件
土地・建物	11件
その他	43件
計	225件

◎延滞金を徴収します。

市税の納付は、納期限内納付が原則です。納期までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、法律の定めにより計算した延滞金が加算されます。

- 納期限の翌日から1カ月を経過するまで⇒年2.8%
 - 1カ月を経過した日以降⇒年9.1%
- ※延滞金の率は平成28年5月1日現在の数字です。

都留市債権回収特別対策本部の設置

本市では、債権回収特別対策本部及び債権回収特別対策チームを設置し、滞納対策を進めています。納期内に納付いただいている多くの方々の公平性を保つため、元国税職員を登用し、高額な滞納や複数の部署にまたがる滞納案件について、積極的に市税その他の債権回収対策を強化しています。

都留市差押え状況(平成27年度)

督促状の発送日から10日経過すると、土地・建物の不動産など財産がある滞納者には、法律に基づき強制的に差押えを執行します。差押え後も納付されない場合は、公売など差押えた財産の換価を行い、未納の税金に充てることとなります。

差押えの対象
土地・建物、預貯金、生命保険、有価証券、勤務先から支給される給与、売掛金、自動車、バイクなど

困ったときは相談を
重い病気や失業、災害などにより納付が困難な場合は、猶予措置などの相談を受け付けています。また、平日や時間のない方のために、毎週水曜日は午後7時まで窓口を開設しています。お気軽にご利用ください。

問合せ先：市民課
(都留市結婚相談所事務局)

Clip!

ふれあいパーティー参加者募集！！

都留市結婚相談所ではステキなパートナーとの出会いを求めておられる方のために「ふれあいパーティー」を開催いたします。

お茶やケーキを召し上がりながら、楽しいひとときをお過ごしください。

お気軽なご参加をお待ちしております。

日時 6月26日(日)13時～
(受付12時30分)

場所 都ゴルフ倶楽部

対象者
男性：市内在住45歳くらいまでの結婚を考えている方
女性：45歳くらいまでの結婚を考えている方

参加費 男性 3,000円
女性 2,000円

※応募者多数の場合は抽選とします。

申込方法 参加申込用紙(市民課・各コミュニティセンターなど)にあります。なお、市ホームページ上からもダウンロードできます。にご記入の上、郵送またはFAXで応募してください。

申込期日 6月7日(火)必着

※郵送の場合は当日消印有効。参加の可否は、後日連絡を致します。

問合せ先 都留市結婚相談所事務局 (市民課)

都留市上谷一丁目1番1号
☎(46)0170
FAX(20)3622

Clip!

住宅改修に伴う固定資産税の減額措置

問合せ先：税務課
資産税担当

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

適用条件
①昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること
②平成27年1月2日～平成30年3月31日までの間に完了した工事であること
③昭和56年6月1日施行の建築基準法に基づく耐震基準に適合した改修工事であること
④工事に要した費用が50万円超であること

減免内容
固定資産税額(家屋分)の2分の1を次のとおり減額(ただし対象床面積は1戸あたり120㎡まで)します。

①通常の耐震改修工事は、翌年1年度分
②「要安全確認(沿道建築物)」に該当する家屋は、翌年から2年度分

※「要安全確認(沿道建築物)」とは地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、県耐震改修促進計画または市耐震改修計画に記載された道路の区間にその敷地が接するもののうち、耐震基準を満たしていない建築物のことをいいます。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

適用条件
①新築された日から10年以上を経過した住宅(ただし賃貸住宅は除く)
②当該住宅の居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること
③改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること
④次のいずれかの方が居住する住宅であること
・65歳以上の方
・要介護認定または要支援認定を受けている方
・障害者手帳の交付を受けている方

⑤平成28年4月1日～平成30年3月31日までの間に完了した工事であること

※ただし、平成28年3月31日までに改修工事をされた方も、適用条件は異なりますが減額を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

⑥次の改修工事のいずれかであること
⑦廊下の拡幅 ⑧階段の勾配の緩和 ⑨浴室の改良 ⑩便所の改良 ⑪手すりの取付け ⑫床の段差の解消 ⑬引き戸への取替 ⑭床表面の滑り止め化 ⑮バリアフリー改修工事に要した費用が50万円超(国または地方

公共団体からの補助金などを除く)であること

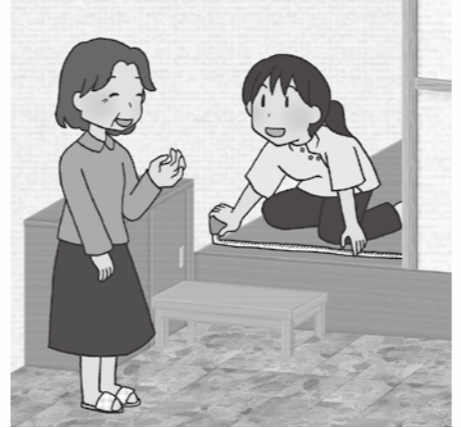
減免内容
翌年度分の固定資産税額(家屋分)の3分の1を減額(ただし1戸あたり100㎡まで)します。

住宅の熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税の減額措置

適用条件
①平成20年1月1日以前に建築された住宅(ただし賃貸住宅は除く)
②当該住宅の居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること
③改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること
④窓の断熱改修工事または窓の断熱改修工事と合わせて行う床や天井もしくは壁の断熱改修工事であること
⑤断熱改修工事を行った各部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること
⑥平成28年4月1日～平成30年3月31日までの間に完了した工事であること

※ただし、平成28年3月31日までに改修工事をされた方も、適用条件は異なりますが減額を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

⑦熱損失防止(省エネ)改修工事に要する費用が50万円超(国または地方公共団体からの補助金な



各申告手続きについて

申告手続きは、改修後3カ月以内(3カ月を過ぎた場合には、その理由が必要となります)に所定の用紙に記入のうえ、添付書類をつけて提出していただくこととなります。

添付書類は、工事に係る証明(明細)書や費用を証する書類などになります。各申告により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

減免内容
翌年度分の固定資産税額(家屋分)の3分の1を減額(ただし、1戸あたり120㎡まで)します。

Clip! 固定資産税 Q & A

問合先：税務課
資産税担当

Q 昨年より固定資産税が増えたのはなぜ？

A 土地

固定資産税における土地の価格は、現況で判断されています。登記の地目で価格を決定しているのではありません。例えば、登記の地目が畑であっても、その土地の上に建物（家や倉庫など）を建築したり、駐車場や資材置場などに使用されていると、宅地（宅地並み雑種地）課税となり、税額が増えてしまいます。また、宅地を農地として利用している場合は、現況が農地であっても、宅地として課税します。その理由としては、次の「農地転用を行った場合」を参照してください。その他、土地の固定資産税が増える主な要因は次のとおりです。

○農地転用を行った場合

農地転用とは、本人の申請に基づいて「農地を農地以外にすること」です。農地転用の申請をして農業委員会から認可を受けていれば、たとえ、農地転用後も農地として使用していたとしても、固定資産評価するうえでは、「いつでも農地以外に利用できるため、潜在的な価値は宅地（宅地並み雑種地）」とされ、宅地（宅地並み雑種地）評価となります。

↓なお、農地転用後は、法務局で登記地目を変更する必要があります！

Q 住宅を取り壊して更地にした場合や住宅用地の特例を見直した場合はどうなる？

A 住宅を取り壊して更地にした場合や住宅用地の特例を見直した場合

専用住宅（人が住むための建物）が建っている土地については、法律上の特例が設けられているため、土地の固定資産税評価額が減額されています。しかし、その住宅を取り壊されてしまいますと、その特例の適用がなくなってしまうため、税額が増えてしまいます。

また、同一敷地内に事業用の家屋を建てた場合など、その事業用の家屋の割合などの影響で、住宅用地の特例の対象となっていた面積が減少する場合があります。その場合も税額が増える場合があります。

○地価が下落しても土地の税額が増える場合

バブル期の急激な土地の価格の上昇やその後の急激な下落などにより、地域や土地の価格にばらつきがある場合があります。そのようならばつきを是正するため負担水準（個々の宅地の課税標準額が固定資産評価額に對してどの程度まで達しているかを示すもの）により税負担の調整措置を行っています。これは、現在の適正

■図表4 負担水準の算定

$$\text{負担水準} = \frac{\text{H27固定資産税課税標準額(昨年度の課税標準額)}}{\text{H28固定資産税評価額(今年度の評価額)}}$$

Q 固定資産税は賦課期日（毎年1月1日現在）時点の所有者、状況で課税されます！

A 私Aは、平成27年12月20日付けの売買契約で、Bさん（買主）に土地及び建物を買りました。その後、平成28年1月4日付けでBさんに所有権移転の登記がされました。しかし、5月に送付されてきた平成28年度固定資産税の納税通知では、私A（売主）に課税されています。実質的な所有者Bさんに課税すべきではないのでしょうか？

A 法律では課税する期日（賦課期日）を毎年1月1日としています。1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている方に對し、当該年度分の固定資産税を課税することになっています。すなわち、平成28年1月1日現在、登記簿に所有者と登録されていたのはAさん（売主）であったため、Aさんに課税することになります。

Q 年の始め（平成28年1月10日）に家屋を取り壊しましたが、平成28年度の固定資産税の課税対象となっていないのでしょうか？

A 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成28年1月10日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成28年度の固定資産税の課税対象となります。

Q 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成28年1月10日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成28年度の固定資産税の課税対象となります。

Q 家屋は基本的に増築でもしなにかぎり、固定資産税額が増えることはありません。しかし、新築の専用住宅では、初めて課税された年度から3年間（長期優良住宅の認定を受けている家屋などは5年間）軽減を受けています。その軽減期間が満了してしまつと、通常の税額に戻ってしまいます。そのため、軽減を受けていた年度に比べ、税額が増えてしまいます。

※平成27年度に軽減期間が満了し、家屋における固定資産税が前年に比べ増える方は次の建築年に建てられた住宅です。

○平成24年1月2日から平成25年1月1日までに新築された一般の住宅

○平成22年1月2日から平成23年1月1日までに新築された長期優良住宅及び3階建以上の中高層耐火住宅

～固定資産税の納期～

第1期・全期前納	5月31日(火)
第2期	8月1日(月)
第3期	12月26日(月)
第4期	2月28日(火)

《コンビニエンスストアで納入する場合》

- 納付金額が1納付書あたり30万円を超える場合はご利用できません。
- 全期一括の納付書が使用できず、前納報奨金がつきません。
- ※前納報奨金を受けられる方は、都留市役所、各地域コミュニティセンター、市内指定金融機関並びにゆうちょ銀行での納付をお願いします。

Q 共有資産を持つことに課税できないのでしょうか？

A 共有資産に係る固定資産税は、法律で共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負うこととなります。

連帯納税義務とは、持分に対してのみ義務を負うものではなく、共有者全員で全額の納税義務を負うものです。このため共有資産を持つことに別々に課税することはできないことになっています。

固定資産税に関する疑問で、比較的よく尋ねられるものをまとめてみました。固定資産税納税通知書は5月18日(水)に送付いたします。固定資産税納税通知書の中でもご説明しておりますが、ご不明な点等何か分からないことがありましたら、お気軽に税務課 資産税担当までお問い合わせください。

Q 固定資産税の評価額、税額はどのように算定されているの？

A 土地（宅地）について

一番お問い合わせの多い宅地についてご説明します。宅地は、道路状況、家屋の過密度など概ね類似していると思われる地区ごとに区分します。その区分された地区の中から標準的な宅地を選びます。その選定された宅地を不動産鑑定士が売買実例などを参考に鑑定を行い、価格を決定します。これを不動産鑑定価格といいますが、不動産鑑定価格は、国が毎年1月1日現在で発表する地価公示価格と同程度の金額となっています。

固定資産評価額は、不動産鑑定価格70%（課税標準額）とします。固定資産税は、さらに70%を乗じたもの（課税標準額）に1.4%を乗じて税額が算出されます。

■図表1 非住宅用地の場合（事業用の宅地など）

$$\begin{aligned} \text{不動産鑑定価格} \times 70\% &= \text{評価額} \\ \text{評価額} \times 70\% &= \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} \times 1.4\% &= \text{税額} \end{aligned}$$

■図表2 住宅用地の場合

$$\begin{aligned} \text{不動産鑑定価格} \times 70\% &= \text{評価額} \\ \text{評価額} \times 1/6 \text{ (200㎡を超える部分については } 1/3) &= \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} \times 1.4\% &= \text{税額} \end{aligned}$$

また、住宅専用の宅地についてはこれらの価格よりさらに軽減の措置がとられています（200㎡までは固定資産評価額が1/6、200㎡を超える部分については1/3に軽減されます）。（図表2）

Q 国が定めた再建築費評価点基準表（家の価格を決定する基準）に基づき主体的な構造や材質など調査し、価格を決定しています。この再建築費とは、評価の対象となった家屋について、同一ものを評価の時点において、新築する場合の価格をいいます。家屋における固定資産税額は、この再建築費から、時間の経過による損耗などを考慮（減額）して価格を算定しています。（図表3）

■図表3 再建築費からの税額算定

$$\text{再建築費} \times \text{経年減点補正率など} = \text{評価額}$$

$$\text{評価額} (= \text{課税標準額}) \times 1.4\% = \text{税額}$$

会社や個人などの事業者がその事業のために使用している機械などについて、事業者の申告に基づいて価格を決定しています。

例えば、アパート経営をされている方の場合は、家屋については家屋としての固定資産税が課税されますが、付帯する駐車場の舗装やフェンス、街灯などは償却資産として申告していただくこととなります。

Q 固定資産税は賦課期日（毎年1月1日現在）時点の所有者、状況で課税されます！

A 私Aは、平成27年12月20日付けの売買契約で、Bさん（買主）に土地及び建物を買りました。その後、平成28年1月4日付けでBさんに所有権移転の登記がされました。しかし、5月に送付されてきた平成28年度固定資産税の納税通知では、私A（売主）に課税されています。実質的な所有者Bさんに課税すべきではないのでしょうか？

A 法律では課税する期日（賦課期日）を毎年1月1日としています。1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている方に對し、当該年度分の固定資産税を課税することになっています。すなわち、平成28年1月1日現在、登記簿に所有者と登録されていたのはAさん（売主）であったため、Aさんに課税することになります。

Q 年の始め（平成28年1月10日）に家屋を取り壊しましたが、平成28年度の固定資産税の課税対象となっていないのでしょうか？

A 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成28年1月10日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成28年度の固定資産税の課税対象となります。

Q 家屋が年々老朽化しているのに評価額（税額）が下がらないのはなぜ？

A 家屋の評価額は再建築費を求め、家屋の建築後の経過年数に応じて、通常生じる減価補正率（経年減点補正率など）を乗じて（減額して）固定資産評価額を算出しています。この経年減点補正率は、経過年数が増えるほど耐用年数を超過しても再建築費の20%は残存する仕組みがとられているので、ある経過年数を過ぎてしまつと、その後の価格が下がらないことがあります。

また、再建築費における資材費や労務費は、新築時ではなく評価替え（3年に一度行われています）時点での資材費や労務費で計算することになっています。したがって、耐用年数を超過していなくても、再建築費は前回より増額することがあります。その場合には前年度に据え置くこととなりますので、この場合も固定資産税額は下がらないこととなります。



今月の「ふれあい・子育てサロン」

親子一緒にのサロン

日時 5月16日(月)10時
場所 いきいきプラザ都留2階
持ち物 お気に入りのおもちゃ、おやつ、飲み物、着替え、靴
※1日預けたい方はお弁当持参
※持ち物にはお名前を書いて下さい
費用 200円

リフレッシュ(託児サロン)

日時 5月30日(月)10時
場所 いきいきプラザ都留2階
持ち物 各自必要なもの
費用 300円(保険・運営費)

申込・問合せ先 市社会福祉協議会

☎(46)5115

※開催日の2週間前から受け付けます

よみきかせボランティア

「ひびきの会」の読み聞かせ

日時 5月14日(土)14時
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を読みます。

こぐまクラブの

「こぐまのちいさなおはなし会」

日時 5月20日(金)10時30分
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

こぶたの会の「ワクワク」おはなし会

日時 5月28日(土)14時
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 楽しいおはなしや歌、手あそびをします。

ベビィヨガ&マッサージ

そのほか、おもちゃの製作を行います。

日時 5月18日(水)10時30分
場所 まちづくり交流センター

対象 3カ月〜1歳くらい(要予約)

参加費 300円

持ち物 バスタオル、あかちゃんのおでかけグッズ

問合せ先 サークルバンビィ 友野

☎090(7710)2389

お外で遊ぶ親子の会

「はねこっこ」

どんな天気の日でも、各地からきた親子が集まり外で遊んでいます。
自然の中で何をすればいいかわからない方、語り合える仲間が欲しい方、妊婦さん、一緒に歩きましょう！

活動日 毎週木曜日

9時40分〜昼食過ぎまで

場所 羽根子地区

問合せ先 梅崎奈津子

☎070(5364)5835

Eメール

hanekokko.tsuru@gmail.com

親子で遊ぼう！

「宝の山プレーパーク」

毎週水曜 10時〜14時(出入り自由)
5月4日、11日、18日、25日、6月1日
森で、自由にのびのび遊ぼう。
森で過ごしたい大人も大歓迎！

①森のおやこじかん

毎月第一水曜日 10時30分〜12時

5月11日(水)「救急救命」

怪我や事故。その時どうする?! いざというときに困らないように、我が子を守るのにはあなたです！
6月1日(水)

「杉の葉染めをしてみよう!」

杉の葉で染めてみよう! 何色に染まるかな? ハンカチ・Tシャツなど、染めたものを持ってきてね。

②森さんぽ

毎月第三水曜日

5月18日(水) 10時30分〜11時30分

移り変わる自然を感じたり、生き物のかなさを感じたり、子どもの成長を感じたり。森と人をつなぐ『ほんちよ』が案内してくれまます。

③泥田んぼ&ドラム缶風呂

5月4日(水) 10時〜16時

泥田んぼで遊ぼう! ドロドロになった後はドラム缶風呂ですっきり! 泥染めしてもいい服(水着でもOK)・靴で来てね。

各開催共通事項

参加費 無料

申込 不要

持ち物 汚れてもいい服装、軍手、飲み物、お昼の主食、みそ汁の具、お味噌、マイ食器、着替え、雨具など必要なもの
場所 宝の山ふれあいの里ネイチャーセンター

※当日お手伝いしてくれるスタッフも募集しています

問合せ先 宝の山プレーパーク 岩田

☎090(2682)4965

takarapurepa@gmail.com